

大和市公告第 89 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 7 年 10 月 15 日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市上草柳六丁目、深見東一丁目及び柳橋二丁目地内

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、字甲二号及び字乙三号、深見字坊ノ窪、福田七丁目並びに福田字甲五ノ区地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市まちづくり部まちづくり計画課

4 縦覧期間

公告の日から 2 週間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。ただし、日曜日及び土曜日を除く。